

# 香川県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

香 川 県



はじめに



公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等については、多くの人が娯楽の一つとして楽しんでいます。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

このため、香川県では、平成 30 年 10 月に施行された「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、国が平成 31 年 4 月に策定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本に、本県の実情に即した「香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

本計画は、「ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階での防止対策とギャンブル等依存症の当事者とその家族の支援」、「ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）に関する施策との有機的な連携」、「アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携」を基本理念として、香川県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

県では、この計画に沿って、国、事業者、民間団体等と連携しながら、ギャンブル等依存症の発症・進行及び再発の予防と、当事者とその家族等への支援を充実させ、誰もが健康で安心して暮らすことのできる香川の実現を目指してまいりますので、県民の皆様をはじめ、ギャンブル等依存症に関わる全ての方々の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、香川県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、深く感謝いたします。

令和 3 年(2021 年) 3 月

香川県知事 浜 田 恵 造

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 ギャンブル等依存症に関する香川県の状況

- 1 ギャンブル等の環境に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 ギャンブル等依存症患者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 依存症対策における専門医療機関・治療拠点機関の状況・・・・・ 8
- 4 自助グループ等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第4章 基本的施策

- 1 予防教育・普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 人材の確保及び育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 相談支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 自助グループとの連携推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 社会復帰の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 連携協力体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 第5章 数値目標及び推進体制

- 1 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 関連施策との有機的な連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 第6章 資料

- 1 ギャンブル等依存症関連問題の状況・・・・・・・・・・・・ 16
  - (1)多重債務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (2)貧困・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (3)虐待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - (4)自殺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (5)犯罪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 ギャンブル等依存症チェックリスト(日本語版S O G S 短縮版)・・・・・ 25
- 3 相談機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - (1)依存症相談窓口(精神保健福祉センター、保健所等)・・・・・ 26

	(2)消費生活相談窓口（消費生活センター、県民センター）	27
	(3)多重債務者相談窓口（四国財務局）	27
	(4)法律相談窓口（香川県弁護士会、法テラス香川）	28
4	医療機関等一覧	28
5	自助グループ等一覧	28
6	香川県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会委員名簿	29

### 1 計画策定の趣旨

公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等については、多くの人が健全に楽しんでいます。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

このため、国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）」（以下「基本法」という。）が施行されるとともに、平成31年4月には、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、対策の推進に努めています。

基本法において都道府県は、「基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」と規定されていることから、県では、国、事業者、民間団体等の関係機関と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる香川の実現を目指し、本県の実情に即した「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしたものです。

なお、この計画におけるギャンブル等依存症とは、基本法第2条に基づき、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義します。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第13条第1項の規定に基づき策定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

計画策定にあたっては、「香川県アルコール健康障害対策推進計画」、「第七次香川県保健医療計画」や「第6期かがわ障害者プラン」等の関連する他の計画との整合性を図ったものとしています。

### 3 計画期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

## 第2章 ギャンブル等依存症に関する香川県の状況

### 1 ギャンブル等の環境に関する状況

本県の公営競技については、高松競輪（高松市）、ボートレースまるがめ（丸亀市）の2か所が各市により運営されており、本場のほか競輪場外車券売場及び競艇場外発売場やインターネットで購入することが可能です。競馬については、本県に競馬場はありませんが、場外勝馬投票券発売所であるウインズ高松において、日本中央競馬の馬券を購入することが可能です。

また、遊技に位置づけられているぱちんこ・スロットについては県内各地で営業しています。

#### (1) 公営競技の状況

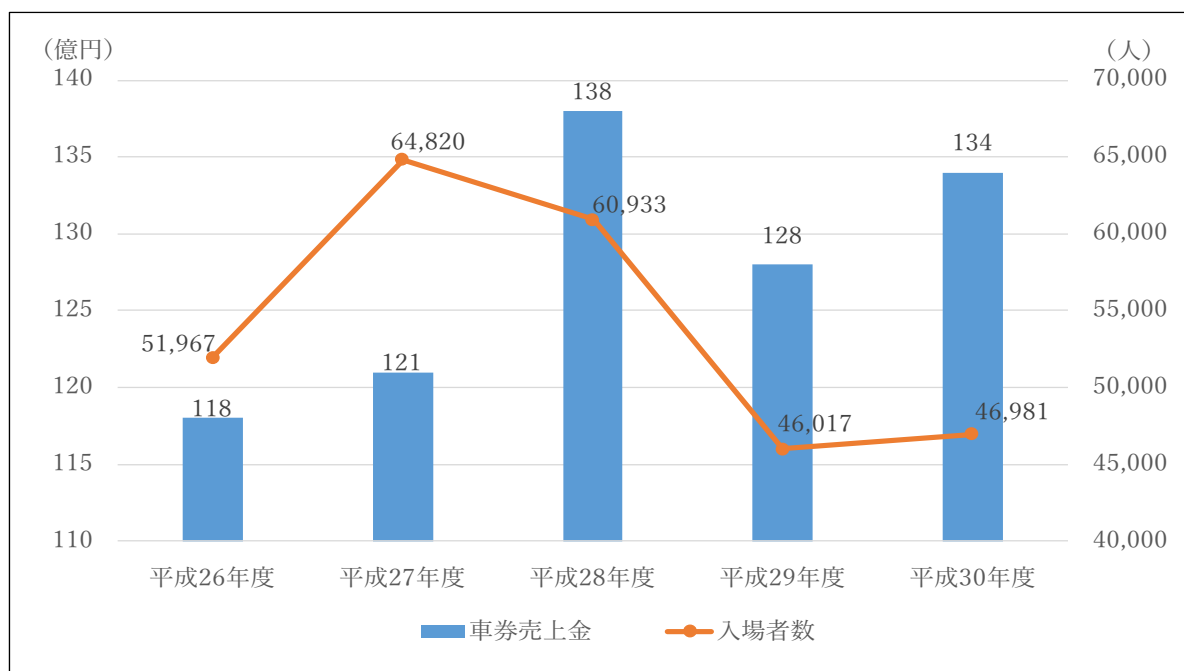
##### ① 高松競輪の状況

高松競輪の入場者数は、平成30年度には46,981人となっており、平成26年度と比較して4,986人（約9.6%）減少していますが、車券等売上金は、平成30年度には134億円となっており、平成26年度と比較して16億円（約13.6%）増加しています。（表1・図1）

【表1】 高松競輪における車券等売上金及び入場者数の推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
車券売上金	118億円	121億円	138億円	128億円	134億円
入場者数	51,967人	64,820人	60,933人	46,017人	46,981人

【図1】 高松競輪における車券等売上金及び入場者数の推移



資料：総務省「地方財政調査」

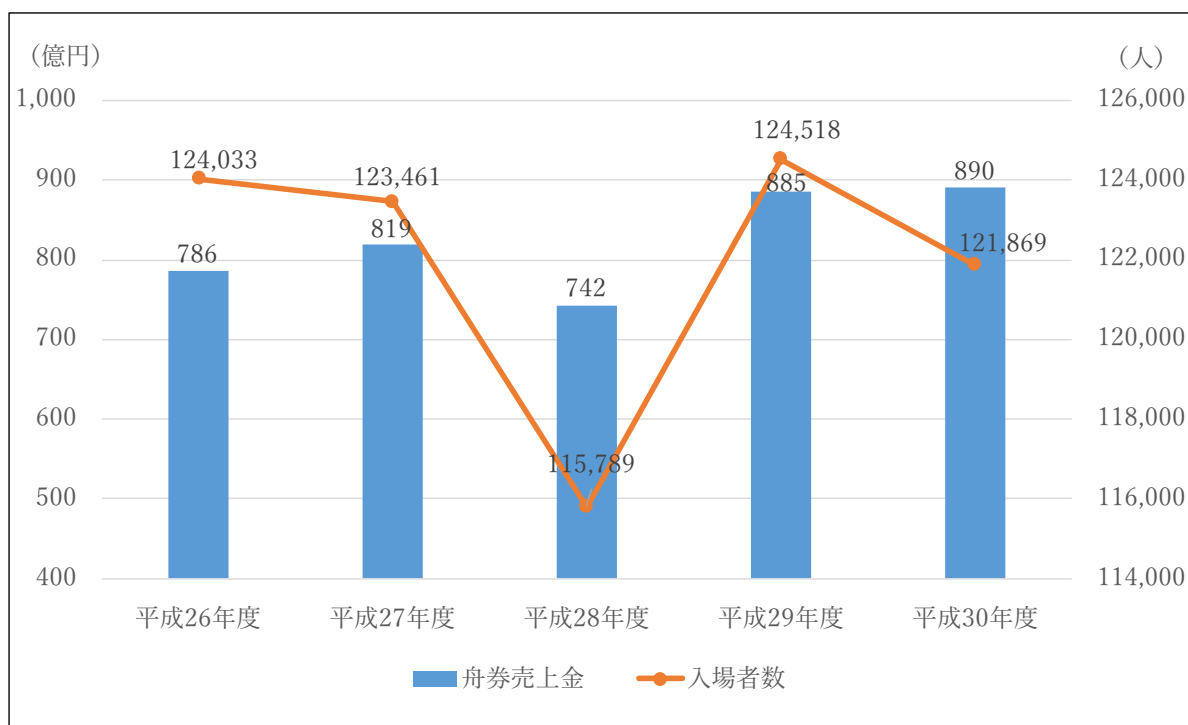
② ボートレースまるがめの状況

ボートレースまるがめの入場者数は、平成30年度には121,869人となり、平成26年度と比較して2,164人（約1.7%）減少していますが、舟券売上金は、平成30年度には890億円となり、平成26年度と比較して104億円（約13.2%）増加しています。（表2・図2）

【表2】 ボートレースまるがめにおける舟券売上金及び入場者数の推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
舟券売上金	786億円	819億円	742億円	885億円	890億円
入場者数	124,033人	123,461人	115,789人	124,518人	121,869人

【図2】 ボートレースまるがめにおける舟券売上金及び入場者数の推移



資料：舟券売上金；一般社団法人全国モータボート競走施行者協議会  
 入場者数；総務省「地方財政調査」



③ 中央競馬の状況

中央競馬は、全国 10 ヶ所の競馬場でそれぞれ開催されています。

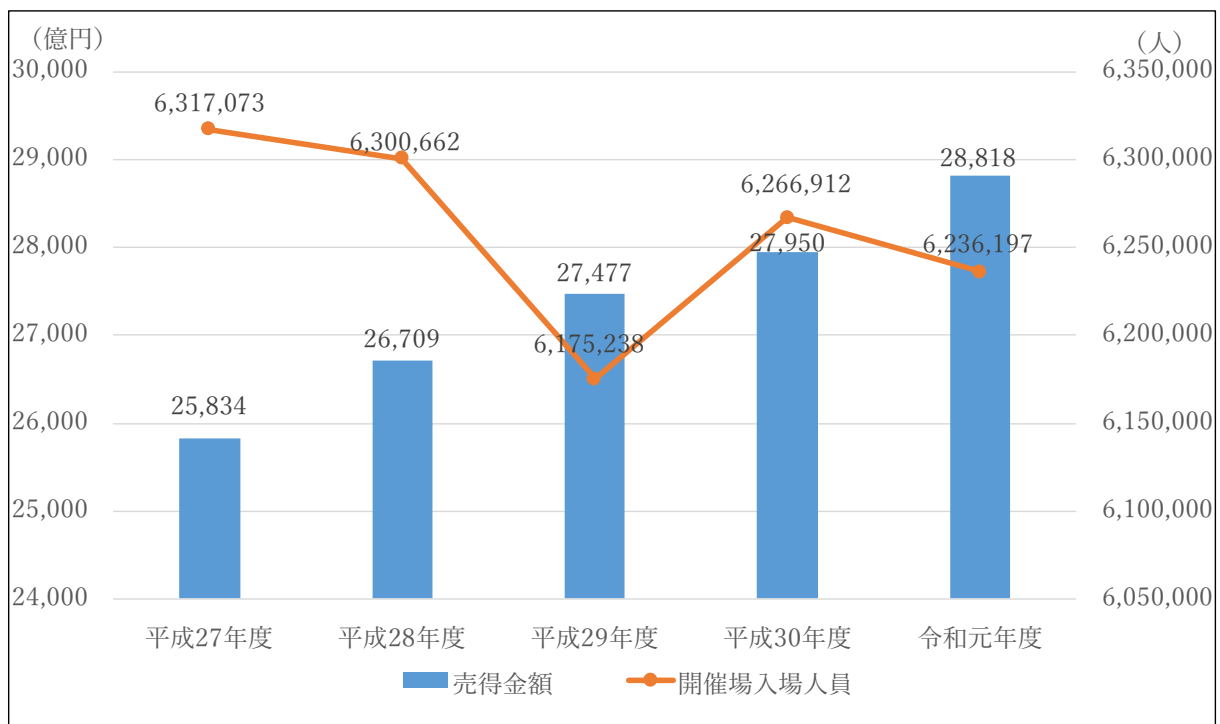
開催場における入場人員数は、令和元年度には 6,236,197 人となっており、平成 27 年度と比較して 80,876 人（約 1.3%）減少していますが、売得金は令和元年度には 28,818 億円となっており、平成 27 年度と比較して 2,984 億円（約 11.6%）増加しています。

また、本県における中央競馬の場外勝馬投票券発売所（ウインズ高松）における令和元年度の入場者数は 433,524 人となっています。（表 3・図 3）

【表 3】 中央競馬における売得金及び開催場入場人員数の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
売得金	25,834 億円	26,709 億円	27,477 億円	27,950 億円	28,818 億円
開催場 入場人員数	6,317,073 人	6,300,662 人	6,175,238 人	6,266,912 人	6,236,197 人
(参考) ウインズ高松 入場人員数	543,100 人	500,300 人	479,805 人	452,808 人	433,524 人

【図 3】 中央競馬における売得金及び開催場入場人員数の推移



資料：売得金及び開催場入場人員数；J R A 日本中央競馬会

ウインズ高松入場人員数；ウインズ高松からの聞き取りによる

※ 1 売得金は、勝馬投票券の発売金から返還金を引いたもの

## (2) ぱちんこ店の状況

### ① 県内ぱちんこ店舗数・遊戯台数の推移

県内のぱちんこ店舗数は、令和元年度には77店舗となっており、平成27年度と比較して6店舗（約7.2%）減少しています。

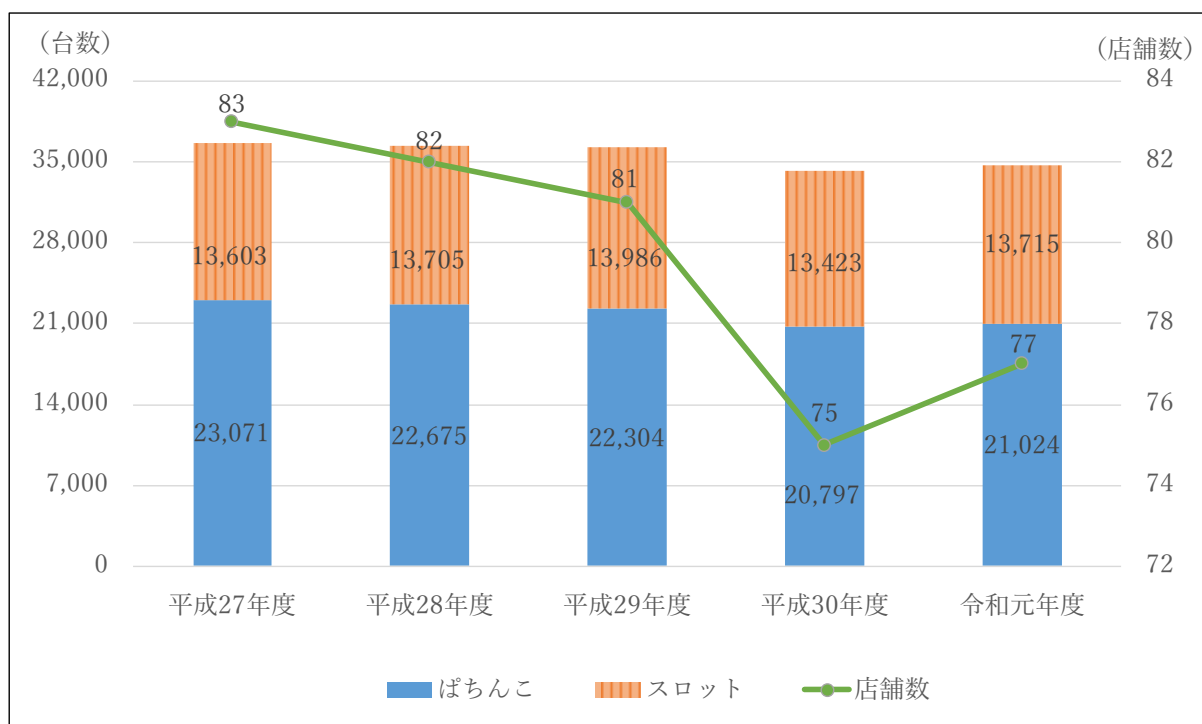
また、遊戯台数は、令和元年度にはぱちんこ、スロット合わせて34,739台となっており、平成27年度と比較して1,901台（約5.2%）減少しています。

（表4・図4）

【表4】 県内ぱちんこ店舗数・遊戯台数の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
店舗数(店舗)	83	82	81	75	77
遊戯台数(台)	36,640	36,380	36,290	34,220	34,739
(ぱちんこ数)	23,071	22,675	22,304	20,797	21,024
(スロット数)	13,603	13,705	13,986	13,423	13,715

【図4】 県内ぱちんこ店舗数・遊戯台数の推移



資料：全日本遊技事業協同組合連合会（いずれの年度も12月31日時点）

## ② ぱちんこにおける行動者率

社会生活基本調査によると、平成 28 年におけるぱちんこへの行動者率（10 歳以上人口に占める行動者数の割合）は、9.4%となっており、同年の全国平均と比較して 0.9 ポイント高くなっています。（表 5）

【表 5】 ぱちんこにおける行動者率 (単位：%)

年度	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年
全国	11.8	10.0	8.5
香川県	11.3	10.0	9.4

資料：総務省「社会生活基本調査」

※ 1 行動者は、過去 1 年間に該当する種類の活動を行った人（10 歳以上）の数

※ 2 行動者率は、10 歳以上人口に占める行動者数の割合

## 2 ギャンブル等依存症患者の状況

### (1) ギャンブル等依存症の経験者数（推計数）

平成 29 年に国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」によると、過去 1 年以内でのギャンブル等依存症が疑われる者の割合を成人の 0.8%、生涯を通じてギャンブル等依存症が疑われる者の割合を 3.6%と推計しています。

この結果を本県の平成 29 年の成人人口に置き換えた場合、本県のギャンブル等依存症のそれぞれの人数は、約 6,000 人、約 28,000 人と推計されます（表 6）

【表 6】 ギャンブル等依存症の経験者数（推計数） (単位：万人)

平成 29 年	全国	香川県
過去 1 年以内でギャンブル等依存症が疑われる者	83	0.6
生涯を通じてギャンブル等依存症が疑われる者	373	2.8

資料：国立研究開発法人日本医療研究開発機構「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」を基に、障害福祉課にて作成

### (2) ギャンブル等依存症患者の受療状況

ギャンブル等依存症は精神疾患であり、精神科医療機関での医療が必要となりますが、国立精神・神経医療研究センターの精神保健福祉資料によれば、平成 29 年の本県におけるギャンブル等依存症による外来、入院患者数は両者あわせて 21 人以下となっており、これは（1）の本県におけるギャンブル等依存症が疑われる者約 6,000 人（推計値）の約 0.35%と、多くの者がギャンブル等依存症の治療を行っていないことが推測されます。（表 7）

【表7】 ギャンブル等依存症患者の受療状況 (単位：人)

平成 29 年	全国	香川県
外来患者（1回以上）	3,499	12
精神病床での入院患者数	280	9人以下（0～9）
合計	3,779	21以下
受療率	約 0.46%	約 0.35%

資料：国立精神・神経医療研究センター「精神保健福祉資料」

※1 香川県における入院患者数は、10人未満のため、公表不可となっている。

### （3）ギャンブル等依存症に関する相談状況

県内では、精神保健福祉センター、東讃保健福祉事務所、小豆総合事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所及び高松市健康づくり推進課がギャンブル等依存症に関する相談業務を行っています。（表8・表9）

【表8】 精神保健福祉センターの相談状況 (単位：人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来所相談	8	7	46	97	86
電話相談	6	31	56	83	66
電子メールによる相談	0	0	1	1	4
合計	14	38	103	181	156

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

※1 延べ人数で計上

【表9】 各保健福祉事務所等の相談状況 (単位：人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来所相談	7	1	6	9	3
電話相談	3	12	1	25	10
訪問指導	3	0	2	3	0
合計	13	13	9	37	13

資料：香川県の精神保健福祉（令和2年度版）

- ※1 延べ人数で計上
- ※2 高松市健康づくり推進課の実績を含む

### 3 依存症対策における専門医療機関・治療拠点機関の状況

厚生労働省の要綱及び通知に基づき、平成30年に「香川県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要領」を定め、医療機関からの申請により、下記医療機関を香川県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として選定しています。  
(表10)

【表10】 香川県依存症専門医療機関・治療拠点機関一覧

保健医療機関名	対象の依存症			選定日
	アルコール	薬物	ギャンブル等	
医療法人社団光風会 三光病院	◎	◎	◎	平成30年11月30日 (アルコール、薬物) 令和元年10月7日 (ギャンブル等)
医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台	◎			令和元年10月7日
香川県立丸亀病院	○			平成31年3月5日

- ※1 ◎：依存症治療拠点機関 ○：依存症専門医療機関
- ※2 依存症治療拠点機関は、依存症専門医療機関から選定

### 4 自助グループ等の状況

香川県では、ギャンブル等依存症に関する当事者による自助グループ、家族会、支援団体を含めると8団体が活動しています。(令和2年12月現在)

依存症からの回復にあたっては、同じ経験や悩みを持つ当事者の集まりである自助グループとつながることも大変重要であり、今後も、各団体と連携を図りながら、必要なケースには自助グループにつなぐなど、当事者の回復を支援します。

#### 《自助グループ等一覧》

- ・香川DARC
- ・家族会「さんさん」
- ・ギャマノン高松
- ・GAハッピー高松グループ
- ・GAFULLMOON高松グループ
- ・高松あすなろの会
- ・メリーゲート香川
- ・メリーゲート丸亀

(※ 五十音順)

## 第3章 計画の基本的な考え方

本県のギャンブル等依存症対策は、基本法及び基本計画を踏まえ、次の事項を基本理念及び基本的な方向性として実施します。

### 1 基本理念

#### (1) 発症、進行及び再発の各段階での防止対策とギャンブル等依存症の当事者とその家族の支援

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症の当事者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。

##### ① 発症予防（一次予防）

ギャンブル等依存症の発症を予防するため、ギャンブル等依存症に対する県民の関心と理解を深め、ギャンブル等へのめり込むことによるリスクやギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図るための教育や啓発を推進し、ギャンブル等への過剰な参加を防止する社会づくりを推進します。

##### ② 進行予防（二次予防）

ギャンブル等依存症の進行予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症の当事者やその家族を始め、誰もが気軽に活用できる相談場所を確保し、関係機関や自助グループ等との連携により、早期に必要な支援につなげる相談支援の体制づくりを推進します。

##### ③ 再発予防（三次予防）

ギャンブル等依存症の当事者の回復や社会復帰が円滑に進むよう、社会全体の理解の促進を図るとともに、再発予防の取組に重要な役割を果たす自助グループ等の民間団体の活動に対する支援・連携を推進します。

#### (2) ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）に関する施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症対策を実施するに当たっては、ギャンブル等が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

#### (3) アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症対策を実施するに当たっては、医療提供体制の整備や相談支援における相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

## 2 基本的な方向性

### (1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等と適切に付き合っていける社会をつくるために、ギャンブル等へのめり込むことによるリスクや、ギャンブル等依存症についての正しい理解を啓発するとともに、関係事業者によるギャンブル等への過剰な参加を防止する取組を促進します。

### (2) 誰もが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

地域の実情に応じて、精神保健福祉センターや保健所等が中心となり、ギャンブル等依存症の相談先を確保し、幅広い関係機関や、自助グループ及び関係団体との連携により、適切な指導、相談及び社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

### (3) 医療における質の向上と連携の促進

地域においてギャンブル等依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる依存症治療拠点機関を中心に依存症専門医療機関の拡充を進めるとともに、ギャンブル等依存症への早期介入を含め、一般医療機関や専門医療機関との連携を推進します。

### (4) ギャンブル等依存症の当事者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症の当事者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症並びにその回復、社会復帰について、社会全体の理解を促進します。

## 第4章 基本的施策

7つの分野ごとに、発症、進行、再発の各段階に応じた取組を進めていくことで、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。

### 1 予防教育・普及啓発（発症予防：一次予防）

- (1) 「ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～5月20日）」において、ギャンブル等依存症が日常生活に与える影響や相談窓口等についての普及啓発を行います。
- (2) 高等学校において、ギャンブル等への過剰な参加が習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことについて触れ、生涯を通じて自らの健康を適切に管理するための資質・能力を育成していきます。
- (3) 大学や専門学校と連携し、学生を対象としたオリエンテーションや講義などの機会を通じて、ギャンブル等への過剰な参加によるリスクや日常生活に与える影響についての知識の浸透を図ります。
- (4) 関係事業者と連携し、ギャンブル等の利用者に対し、SOGS等の簡易スクリーニングや相談窓口についての普及啓発を行います。  
※SOGS（The South Oaks Gambling Screen）・・・サウスオークス財団（アメリカ）がギャンブル等依存症の診断のために開発した判断基準。12項目の質問により評価を行い、ギャンブル等依存症の危険度を測る。
- (5) 消費生活センターのホームページに消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症を紹介する特設ページのリンクを設け閲覧を促します。
- (6) 20歳未満の者が投票券を購入し、又は譲り受けることがないように、啓発活動や年齢確認を行います。また、依存症相談窓口についての周知を行います。【高松市競輪場事業課、丸亀市ボートレース事業局】
- (7) 18歳未満の者のぱちんこ営業所への入場を防ぐため、啓発活動や年齢確認を行います。【香川県遊技業協同組合】
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第16条等に基づき、ぱちんこ事業者が、その営業につき、客に著しく射幸心をそそるおそれのある方法での広告又は宣伝が行われないよう指導を行います。



## 2 人材の確保及び育成（進行予防：二次予防）

- (1) 保健所、市町等の相談機関を対象に、ギャンブル等依存症に関する研修会を実施し、相談があった際、適切な対応ができる人材を育成するとともに、必要に応じ、精神保健福祉センターにおいて助言を行います。
- (2) ギャンブル等依存症により多重債務を抱えた方の相談先である消費生活センターや弁護士等を対象に、精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口を周知し、適切につなぐことができる人材の確保に努めます。
- (3) 関係事業者を対象に、精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口を周知し、適切につなぐことができる人材の確保を努めるとともに、関係事業者の依存症相談窓口との連携を図ります。

## 3 相談支援等（進行予防：二次予防、再発予防：三次予防）

- (1) 地域の実情に応じ、精神保健福祉センターや保健所、市町において、ギャンブル等依存症の当事者及びその家族が気軽に相談できる相談先を明確化するとともに、県のホームページやリーフレット等を活用し、広く県民に周知します。
- (2) 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に対応した、依存症回復プログラム及び依存症専門相談を実施します。また、家族教室を開催することで、家族が依存症や当事者への関わり方について学ぶ機会を提供します。
- (3) 精神保健福祉センターや保健所等において、ギャンブル等依存症にも対応できる精神保健福祉相談を実施し、ギャンブル等依存症が疑われる方に対しては、必要に応じて適切な医療機関や自助グループ等を紹介します。
- (4) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症に関連して生じる問題について、各相談窓口の一覧を作成し、抱える問題に応じて適切な相談機関につなぐことができるよう、関係機関での連携を進めます。
- (5) 各ぱちんこ営業所に安心パチンコ・パチスロアドバイザーを配置し、ギャンブル等依存症が疑われる方に対して、適切な案内ができるよう努めます。【香川県遊技業協同組合】
- (6) ぱちんこやパチスロへの依存に対する支援を行っているリカバリーサポート・ネットワークの周知を図り、相談を促します。【香川県遊技業協同組合】
- (7) ギャンブル等依存症相談窓口において、ギャンブル等依存症が疑われる方やその家族等からの相談を受け、適切な案内ができるよう努めます。【高松市競輪場事業課、丸亀市ボートレース事業局】

- (8) ギャンブル等依存症についての相談を受けた際には、必要に応じて、関係機関と連携し、金銭管理や債務整理等の制度の活用を促します。

#### **4 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ（進行予防：二次予防、再発予防：三次予防）**

- (1) 国の指定要件を踏まえたうえで、ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる依存症専門医療機関を県内で数か所指定します。  
また、県内医療機関を対象に、依存症治療拠点機関による研修会を実施し、ギャンブル等依存症を含む依存症に対する正しい知識、理解の普及を行います。
- (2) ギャンブル等依存症の当事者が状況に応じて必要な治療が受けられるよう、専門医療機関や精神保健福祉センター、保健所等とのネットワークの構築を図ります。
- (3) ギャンブル等依存症にかかる専門性向上のため、国等が実施する研修に保健所職員等を派遣するとともに、精神保健福祉センターにおいてギャンブル等依存症の当事者やその家族に対する支援を行う人材を育成するための研修会を実施します。

#### **5 自助グループとの連携推進（再発予防：三次予防）**

- (1) 精神保健福祉センターや保健所、市町において、自助グループの活動に対する支援を推進します。
- (2) 精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループを地域の社会資源として連携しながら、ギャンブル等依存症の当事者及びその家族を支援します。
- (3) 回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割等を啓発します。
- (4) 自助グループ等の活動を知り、共にギャンブル等依存症について学ぶ機会を持つなど、自助グループ等についての理解を深めます。

#### **6 社会復帰の支援（再発予防：三次予防）**

- (1) ギャンブル等依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症が回復する病気であること等を社会全体に啓発し、ギャンブル等依存症に対する理解を促進します。
- (2) ギャンブル等依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、継続して行われるよう関係機関と連携し、当事者の回復について理解を促します。

- (3) 精神保健福祉センターや保健所、市町等において、相談者が適切な支援につながるように、ギャンブル等依存症の治療、回復支援に資する自助グループ等の社会資源の情報を共有し活用します。
- (4) ギャンブル等依存症の回復支援に当たっては、それぞれの問題に配慮した対応が求められることから、関係機関との情報共有等による連携を進めます。
- (5) 就労支援を必要とするギャンブル等依存症の当事者を含む保護観察対象者等が円滑に社会復帰できる体制を構築するよう努めます。【高松保護観察所】

#### **7 連携協力体制の構築（発症予防：一次予防、進行予防：二次予防、再発予防：三次予防）**

- (1) 地域の各関係機関が参画する包括的な連携会議を開催し、相互の情報共有や協力体制により適切な相談や治療、回復支援までつなげる連携体制の構築に努めます。

## 第5章 数値目標及び推進体制

### 1 数値目標

第3章で掲げた基本理念及び基本的な方向性を踏まえ、取組みの目標を次のとおり定めるとともに、その達成に向け、取組みを推進していきます。

目標内容	目標値等
ギャンブル等依存症に対する正しい理解の啓発	チラシ又はリーフレットの配布
大学・専門学校等への予防教育の実施	年1回以上
精神保健福祉センター等の職員を国のギャンブル等依存症対策に係る研修会へ派遣	年1人以上
保健所、市町等の職員を対象とした研修会の開催	年1回以上
ギャンブル等依存症専門医療機関の選定	数か所選定
各自助グループの活動内容等の広報	年1回以上

### 2 関連施策との有機的な連携

上記目標を達成するため、関連施策との有機的な連携が図られるよう、県関係各課との連絡・調整等を行います。

### 3 推進体制

医療、保健、福祉、教育、警察、事業者等の関係機関及び自助グループ等の民間団体等とのネットワークを構築し、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進に向けて、検討、協議を進めます。

### 4 計画の進行管理

健康福祉部障害福祉課において、計画の進捗状況の把握、適切な進行管理を行います。

### 5 計画の見直し

基本法第13条第3項の規定に基づき、ギャンブル等依存症に関する状況の変化、ギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも3年ごとに本計画に検討を加え、必要があると認められるときには、計画の変更を行います。

## 第6章 資料

ギャンブル等依存症はギャンブル等依存症の当事者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題を引き起こす場合があります。

### 1 ギャンブル等依存症関連問題の状況

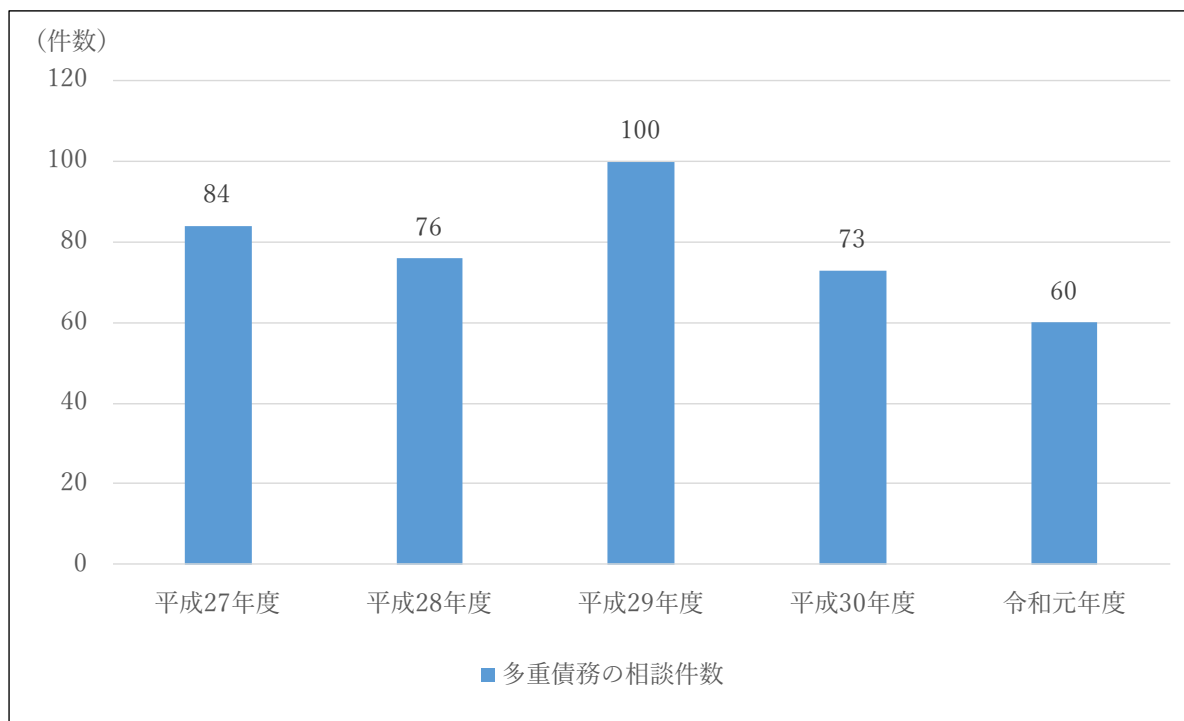
#### (1) 多重債務

本県の令和元年度における消費生活センター及び県民センターに寄せられた多重債務の相談件数は60件と、平成30年度と比較して13件減少しています。(表1・図1)

【表1】 香川県消費生活センター及び県民センターに寄せられた多重債務に関する相談件数の推移 (単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
多重債務 相談件数	84	76	100	73	60

【図1】 香川県消費生活センター及び県民センターに寄せられた多重債務に関する相談件数の推移 (単位：件)



資料：香川県消費生活センター調べ

## (2) 貧困

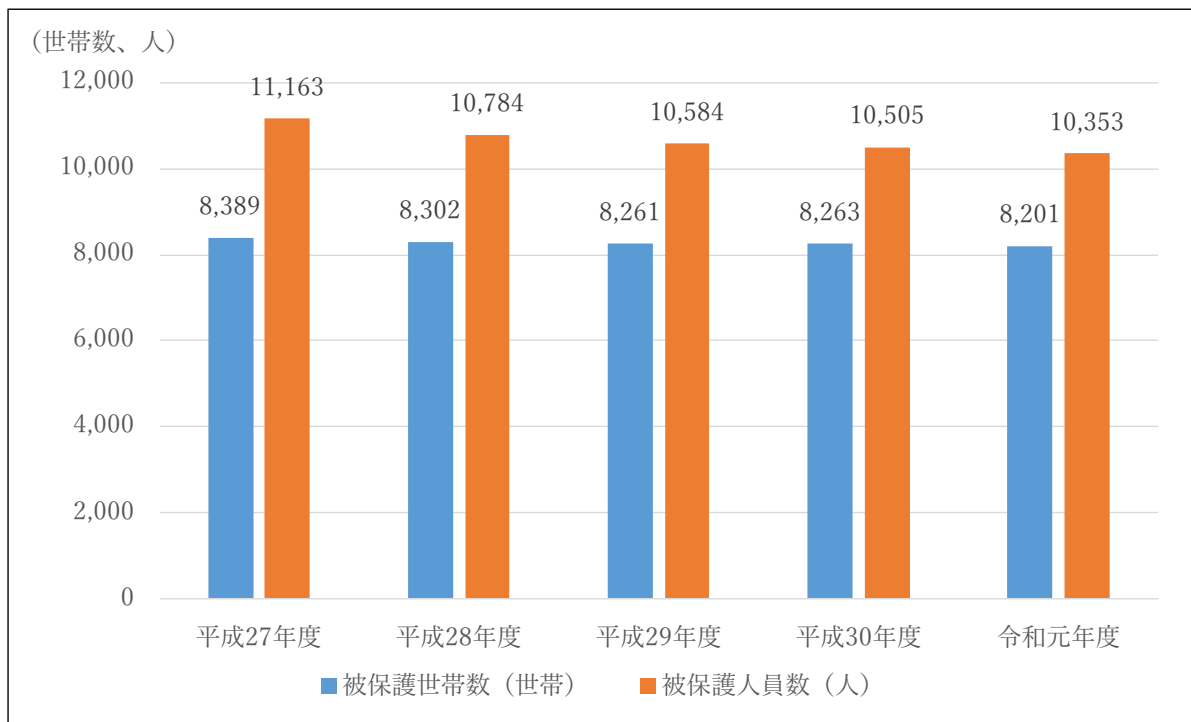
本県の令和元年度における生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の自立支援計画（プラン）作成件数は 303 件でした。そのうち、「その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）」を抱えていた件数は、92 件でした。

また、本県の令和元年度における生活保護法に基づく保護を受けている世帯数は 8,201 世帯と、平成 30 年度と比較して 62 世帯減少しており、被保護世帯人員数も令和元年度には 10,353 人と、平成 30 年度と比較して 152 人減少しています。（表 2・図 2）

【表 2】 被保護世帯数及び被保護世帯人員数の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護世帯数	8,389 世帯	8,302 世帯	8,261 世帯	8,263 世帯	8,201 世帯
被保護世帯人員数	11,163 人	10,784 人	10,584 人	10,505 人	10,353 人

【図 2】 被保護世帯数及び被保護世帯人員数の推移



資料：厚生労働省「被保護者調査」

### (3) 虐待

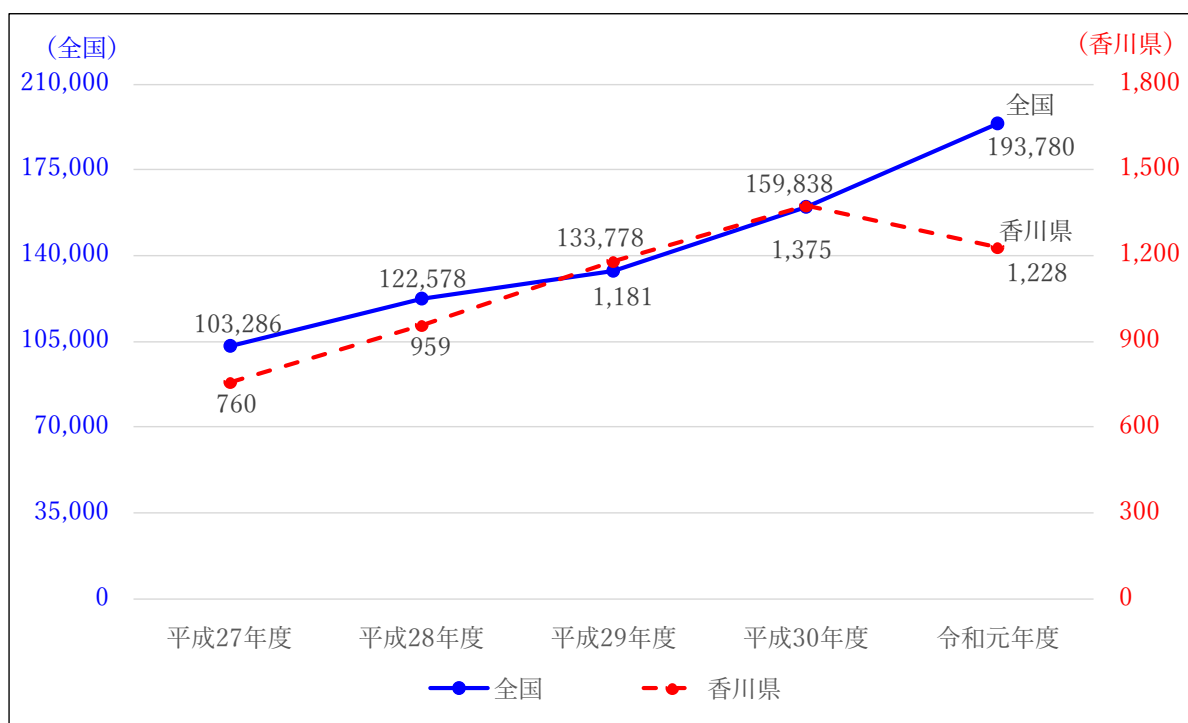
#### ① 児童

本県の令和元年度における児童虐待相談対応件数は、1,288件となっており、平成30年度と比較して87件減少しています。(表3・図3)

【表3】 児童虐待相談対応件数の推移 (単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全国	103,286	122,578	133,778	159,838	193,780
香川県	760	959	1,181	1,375	1,288

【図3】 児童虐待相談対応件数の推移 (単位：件)



資料：香川県子ども家庭課「児童虐待対応件数」

※1 令和元年度における全国の相談対応件数は速報値

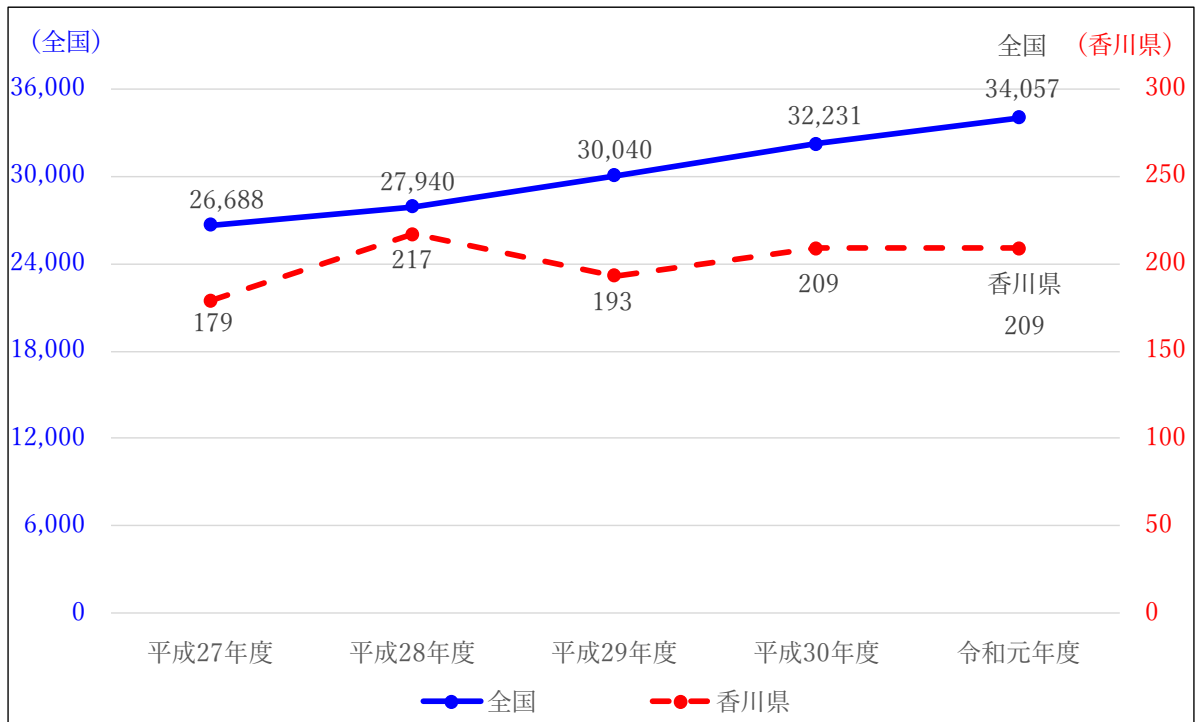
② 高齢者

本県の令和元年度における養護者(家族、親族、同居人等)による高齢者虐待の相談・通報対応件数は、209件となっており、平成30年度と同じ件数になっています。(表4・図4)

【表4】 養護者(家族、親族、同居人等)による  
高齢者虐待の相談・通報対応件数の推移 (単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全国	26,688	27,940	30,040	32,231	34,057
香川県	179	217	193	209	209

【図4】 養護者(家族、親族、同居人等)による  
高齢者虐待の相談・通報対応件数の推移 (単位：件)



資料：香川県長寿社会対策課「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく香川県の調査結果について」



#### (4) 自殺

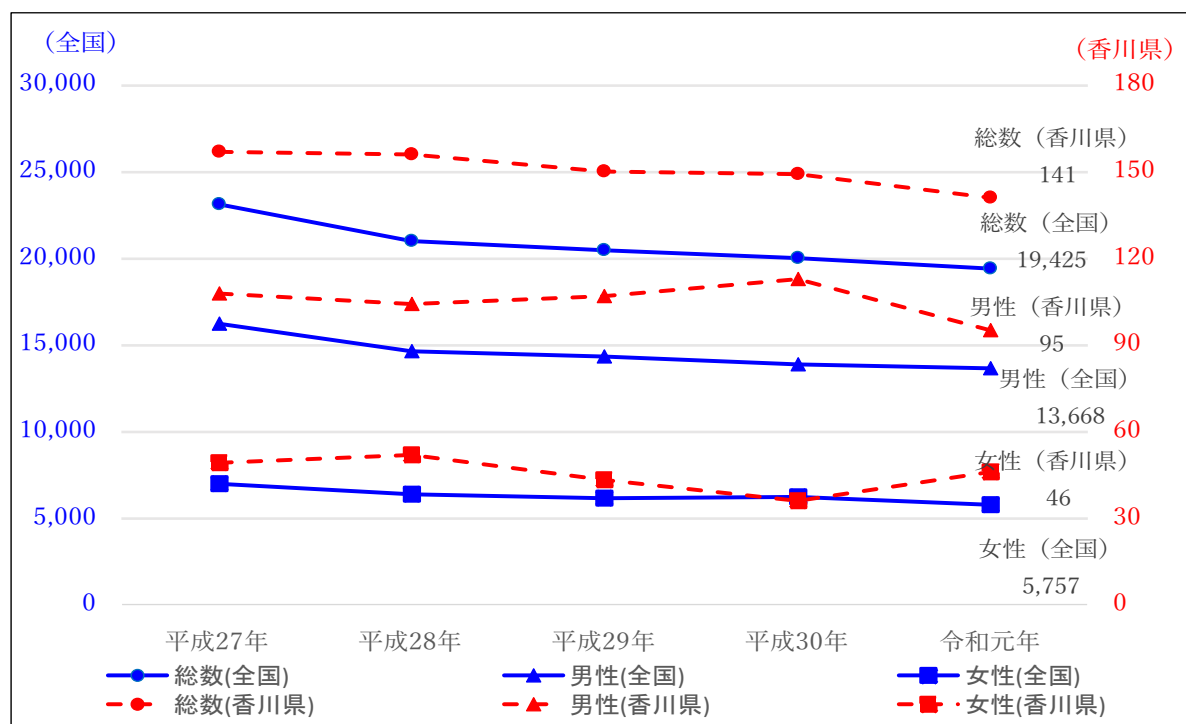
##### ① 自殺者数

本県の令和元年における自殺者数は、141人となっており、平成30年と比較して8人減少しています。(表5・図5)

【表5】 自殺者数の推移 (単位：人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	総数	23,152	21,017	20,465	20,031	19,425
	男性	16,202	14,639	14,333	13,851	13,668
	女性	6,950	6,378	6,132	6,180	5,757
香川県	総数	157	156	150	149	141
	男性	108	104	107	113	95
	女性	49	52	43	36	46

【図5】 自殺者数の推移 (単位：人)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

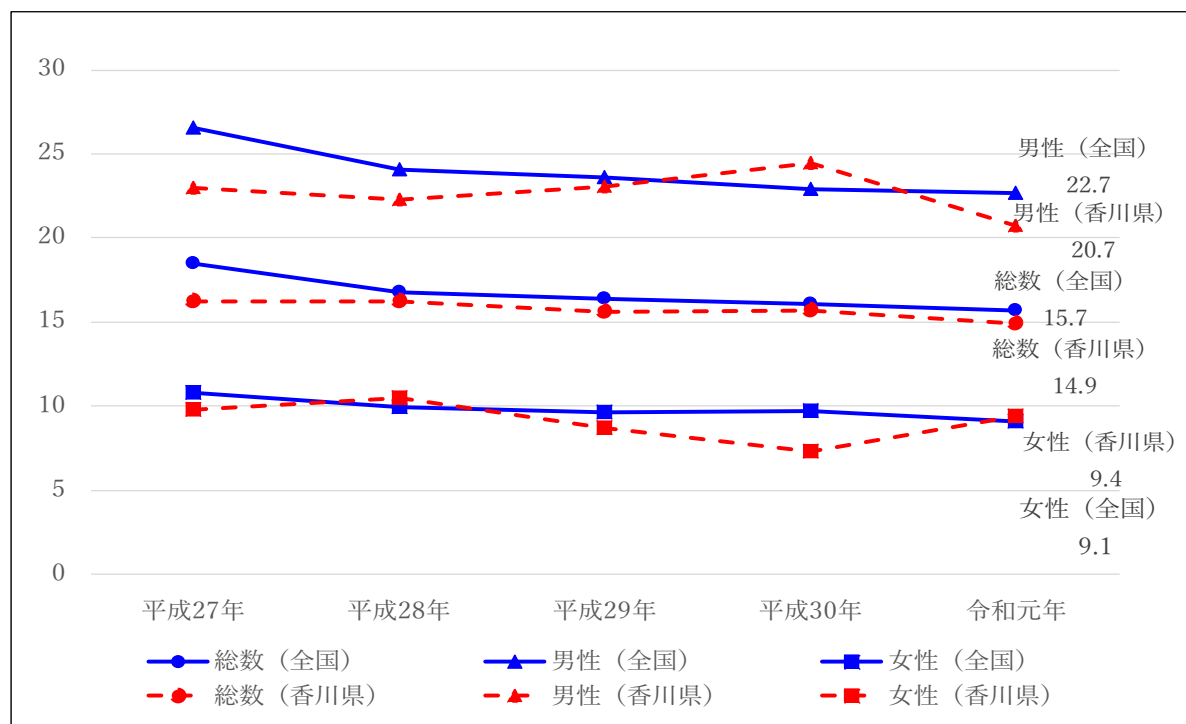
② 自殺死亡率

本県の令和元年における自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、14.9となっており、平成30年と比較して0.8減少しています。（表6・図6）

【表6】 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	総数	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7
	男性	26.6	24.1	23.6	22.9	22.7
	女性	10.8	9.9	9.6	9.7	9.1
香川県	総数	16.2	16.2	15.6	15.7	14.9
	男性	23.0	22.3	23.1	24.5	20.7
	女性	9.8	10.5	8.7	7.3	9.4

【図6】 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移

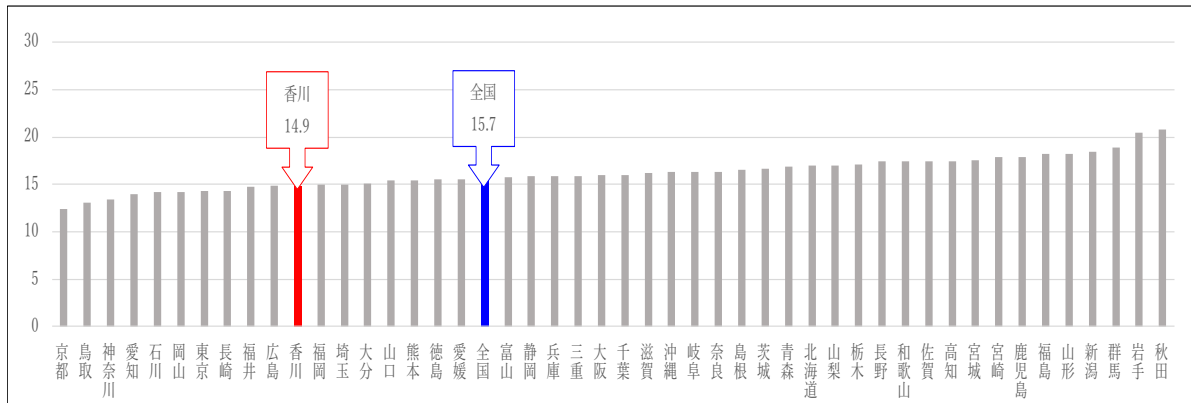


資料：厚生労働省「人口動態統計」

③ 都道府県別自殺死亡率

本県の自殺死亡率は概ね全国を下回る数値で推移しており、令和元年における自殺死亡率は全国で15.7、本県で14.9となっています。なお、都道府県を自殺死亡率が高い順に並べると、本県は全国で37位となっています（図7）

【図7】 都道府県別自殺死亡率



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※香川県の順位

平成24年:46位	平成25年:41位	平成26年:40位	平成27年:43位
平成28年:32位	平成29年:36位	平成30年:29位	令和元年:37位

## (5) 犯罪

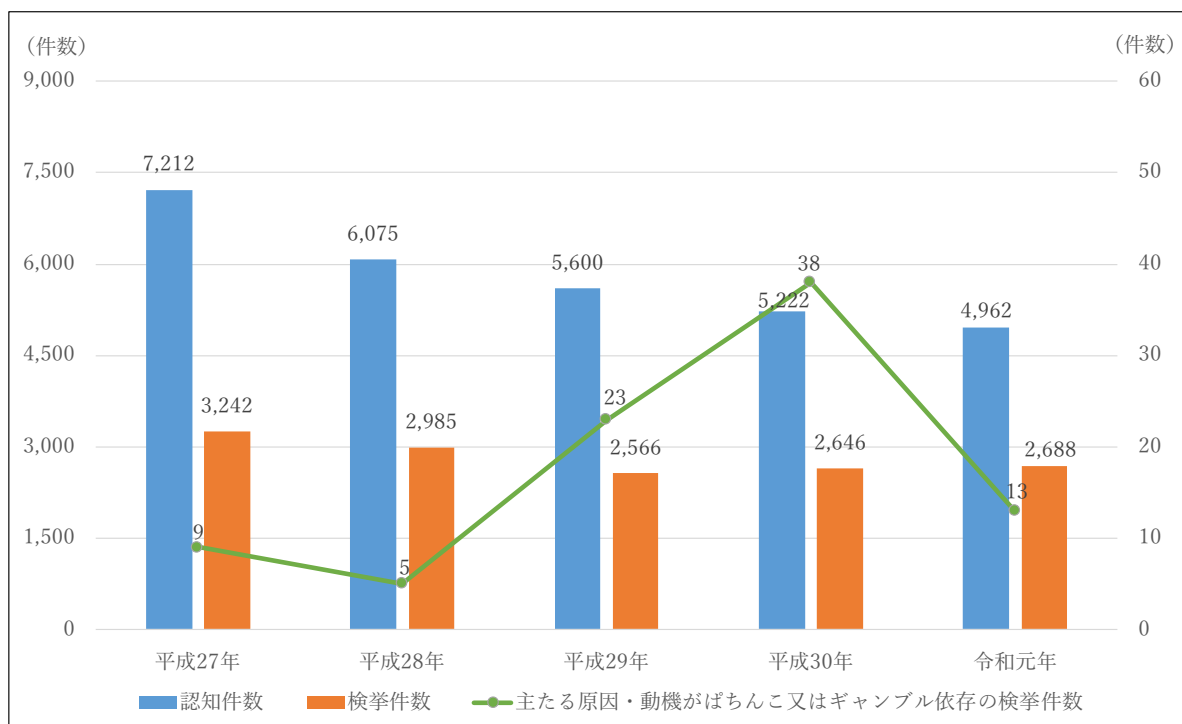
### ① 刑法犯認知件数及び検挙件数とばちんこ又はギャンブル依存

本県の令和元年における主たる被疑者の犯行の動機・原因がばちんこ又はギャンブル依存に起因する検挙件数は13件となっており、平成30年と比較して25件減少しています。(表8・図8)

【表8】 刑法犯認知件数及び検挙件数とばちんこ又はギャンブル依存(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認知件数	7,212	6,075	5,600	5,222	4,962
検挙件数	3,242	2,985	2,566	2,646	2,688
主たる原因・動機がばちんこ又はギャンブル依存の検挙件数	9	5	23	38	13

【図8】 刑法犯認知件数及び検挙件数とばちんこ又はギャンブル依存(単位:件)



資料：香川県警察本部「香川の犯罪」

② ぱちんこ又はギャンブル依存が動機・原因である検挙件数の罪種

本県の令和元年における主たる被疑者の犯行の動機・原因がぱちんこ又はギャンブル依存に起因する検挙件数で最も多いのは窃盗犯及び知能犯であり、次にその他の刑法犯となっています。(表9・図9)

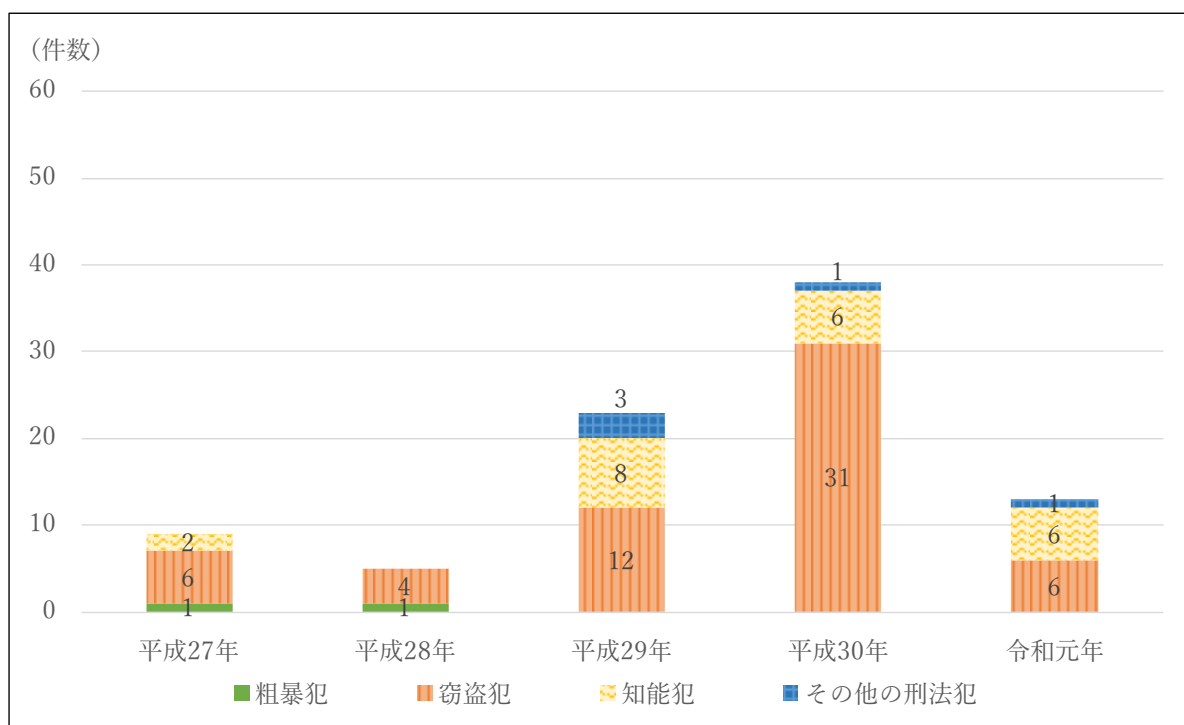
【表9】 ぱちんこ又はギャンブル依存が動機・原因である検挙件数の罪種

(単位：件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
粗暴犯	1	1	0	0	0
窃盗犯	6	4	12	31	6
知能犯	0	0	8	6	6
その他の刑法犯	2	0	3	1	1
合計	9	5	23	38	13

【図9】 ぱちんこ又はギャンブル依存が動機・原因である検挙件数の罪種

(単位：件)



資料：香川県警察本部「香川の犯罪」

## 2 ギャンブル等依存症チェックリスト（日本語版SOGS短縮版）

- ギャンブルで負けた時、負けた分を取り戻すために、またギャンブルをしたことがある。
  
- 自分に賭け事やギャンブルの問題があると思ったことがあるか、その問題を人から指摘されたことがある。
  
- お金の使い方について、同居していた人と口論になった原因が、主に自分のギャンブルだったことがある。
  
- 誰かからお金を借りたのに、ギャンブルのために返せなくなったことがある。
  - ・ ギャンブルのためか、ギャンブルによる借金を返すために、下記のいずれかからお金を借りたことがある。
    - 家計
  
    - サラ金、闇金
  
    - 銀行、ローン会社

上記のうち、✓が2つ以上あれば、ギャンブル等依存症の疑いがあります。

※1 「厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究研究事業）精神障害者の地域ケアの促進に関する研究 平成21年度分担研究報告書 いわゆるギャンブル依存症の実態と地域ケアの促進」より「日本語版SOGS短縮版」を改変

※2 チェックリストにおける“ギャンブル”には、ぱちんこ等の遊技を含みます。

### 3 相談機関一覧

#### (1) 依存症相談窓口（精神保健福祉センター、保健所等）

名称	電話番号	所在	管轄市町
香川県精神保健福祉センター	087-804-5565	高松市松島町一丁目 17-28 香川県高松合同庁舎 4 階	県内全域
香川県東讃保健福祉事務所	0879-29-8263	さぬき市津田町津田 930-2	さぬき市 東かがわ市 三木町 直島町
香川県小豆総合事務所	0879-62-1373	小豆郡土庄町淵崎甲 2079-5	土庄町 小豆島町
香川県中讃保健福祉事務所	0877-24-9963	丸亀市土器町東八丁目 526	丸亀市 坂出市 善通寺市 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町
香川県西讃保健福祉事務所	0875-25-2052	観音寺市坂本町七丁目 3-18	観音寺市 三豊市
高松市健康づくり推進課	087-839-3801	高松市桜町一丁目 9-12	高松市
認定NPO法人 リカバリーサポート・ネットワーク（ぱちんこ依存のみ）	050-3541-6420	沖縄県中頭郡西原町上原二丁目 9-1 ルボワ YARA 2 階	国内全域

#### ※1 受付時間

- ・精神保健福祉センター、各保健所  
土日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで
- ・認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク  
土日・祝日を除く月曜～金曜日の午前10時～午後10時まで（受付は午後9時30分まで）

※2 香川県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症を含む依存症回復プログラム及び依存症者を持つ家族を対象としたグループワーク及び依存症専門相談も実施しています。詳しくは電話でお問い合わせください。

## (2) 消費生活相談窓口（消費生活センター、県民センター）

名称	電話番号	所在	担当区域
香川県消費生活センター	消費生活相談 087-833-0999	高松市番町四丁目 1-10 香川県庁東館 2階	県内全域
	多重債務・ ヤミ金融専用 087-834-0008		
香川県東讃県民センター	0879-42-1200	さぬき市津田町 津田 930-2	東讃地域
香川県小豆県民センター	0879-62-2269	小豆郡土庄町 淵崎甲 2079-5	小豆地域
香川県中讃県民センター	0877-62-9600	善通寺市生野本町 一丁目 1-12	中讃地域
香川県西讃県民センター	0875-25-5135	観音寺市坂本町 七丁目 3-18	西讃地域

### ※1 相談時間

- ・香川県消費生活センター（消費生活相談）  
土日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時まで
- ・香川県消費生活センター（多重債務・ヤミ金融専用）、各県民センター  
土日・祝日を除く月曜～金曜日の午前8時30分～午後0時、午後1時～午後5時まで

## (3) 多重債務者相談窓口（四国財務局）

名称	電話番号	所在	担当区域
四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合 同庁舎（南館）	四国全域

### ※1 受付時間

土日・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前9時～午後0時、午後1時～午後5時まで

### ※2 相談方法

まずは電話でお問合せください。担当者から電話を掛けなおします。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行います。



#### (4) 法律相談窓口（香川県弁護士会、法テラス香川）

名称	電話番号	所在	管轄市町
香川県弁護士会 多重債務無料法律相談 (要予約)	087-822-3693	高松市丸の内 2-22	県内全域
法テラス香川	0570-078393	高松市寿町二丁目 3-11 高松丸田ビル 8階	県内全域

##### ※1 受付時間

- ・香川県弁護士会、法テラス香川（いずれも無料でご相談いただけます。）  
日曜・祝日・年末年始を除く月曜～金曜日の午前9時～午後5時まで

##### ※2 相談時間

- ・香川県弁護士会  
毎月第1・3火曜日の午後1時～午後4時（30分以内）  
まずは上記受付時間内に電話でお問合せください。

#### 4 医療機関等一覧

ギャンブル等依存症に関し医療機能を担う医療機関（精神科病院、精神科及び心療内科を標榜する病院、精神科及び心療内科を標榜する診療所）について、多様な精神疾患等ごとの医療機能を担う医療機関一覧表にて公表しています。

**香川県 精神保健・発達障害**  **検索** 🔍

#### 5 自助グループ等一覧

名称	電話番号等
香川DARC	080-3994-4173
家族会「さんさん」	090-7144-1820
ギャマノン高松	03-6659-4879
GAハッピー高松グループ	メールアドレス
GAFULLMOON高松グループ	gajapan@rj9.so-net.ne.jp
高松あすなろの会	0120-39-0476 087-897-3211
メリーゲート香川	090-4972-6930
メリーゲート丸亀	

- ※1 香川県障害福祉課ホームページ：「障害者福祉情報」・「精神保健・発達障害」・「精神障害」・「香川県の精神保健福祉」・「7 参考資料」の「(1)精神保健福祉関係自助グループ」参照

**香川県の精神保健福祉（令和2年度版）** **検索** 🔍

## 6 香川県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会委員名簿

任期：令和2年8月14日～令和3年3月31日

氏名	所属・職名	備考
有岡 光子	香川県精神保健福祉センター所長	
海野 順	医療法人社団光風会三光病院院長	
岡田 宏基	一般社団法人香川県医師会理事	副会長
鈴木 和知	高松市健康づくり推進課長	
高畑 正弘	丸亀市ボートレース事業局経営課長	
詫間 啓司	香川県遊技業協同組合専務理事	
田中 拓	香川県弁護士会弁護士 香川DARC支援会員	
中尾 考志	高松市競輪場事業課競輪場長	
西谷 清美	四国学院大学教授	会長
松原 郁雄	香川県警察本部生活安全企画課	R3.3.22～ 高松南 警察署長
三野 進	香川県精神神経科診療所協会会長	
宮滝 寛己	香川県教育委員会保健体育課長	

※五十音順／敬称略



## 香川県ギャンブル等依存症対策推進計画

香川県健康福祉部障害福祉課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3294

FAX：087-806-0240

E-mail: [shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp](mailto:shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp)